

令和7年度  
めざす学校像



森の里小学校

「学ぶ喜びと活力あふれる森の里小学校」

めざす子どもの姿

# 森の風

学校だより 令和7年12月23日 No.21 文責 菅沼真弓



明日から16日間の冬休みが始まります。クリスマスや年末年始のイベントが重なること、期間が短いことから、ゆっくり冬休みを楽しめないかもしれません。しかし、今年はスケートリンクがこの冬休み中に完成することも期待されます。

完成の際は、楽メでお知らせいたしますので、冬の体力作りに活用ください。もちろん、リンクのきまりは、保護者の方々もしっかりと守ってご利用ください。

学校は、12月27日(土)から1月4日(日)までは週休日や学校閉校日のため業務は行っておりません。その他の日は、職員が通常業務をしております。8:05~16:35の勤務時間内に、子ども達に関わる連絡や相談などございましたら、お問合せください。緊急の場合に限り、夜間や通常業務以外の時間は、市役所:24-4111(代表)に連絡いただぐと、学校から折り返しのお電話をいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

子ども達を含め保護者の皆様も、事故などのない充実したお休みを過ごされますことを祈念いたします。



12/18 1, 2年生  
スケート靴 ひも縛りの練習

## 特集！ いじめへの取組Ⅱの②

### いじめ事案への対応

学校で把握する子ども達のトラブルは、学校だよりNo.19「いじめへの取組Ⅱの①」に記載したとおり、関係する子ども達から話を聞き、事実確認をしながら善し悪しを判断させ、それぞれが納得いくように指導します。ただ、継続してトラブルが続くようであれば、いじめと断定し、校内で対策をとる必要があります。単なる子ども達のトラブル(ケンカ等)と断定しないよう、子どもの様子に注意を払って観察していきます。

ここでは、いじめと認知した場合、どのように対応していくかをお伝えします。

#### 1 いじめの内容を把握する

##### (1) 担任や学年、関わる先生方

該当の子ども(被害や加害どちらも)に、いじめの内容を聞き取ります。子ども達の言っていることが一致することが望ましいのですが、そうでない場合もあります。しかし、とにかくいったんは子どもの話によく耳を傾けます。もちろん、近くに他のお友達などがいたとすれば、その子達にも状況を聞くようにして、事実として、どのようなことが起こっていたのかを把握します。



最初の聞き取りは、担任だけの場合が多いかと思いますが、何度か詳しく聴きたい場合は複数体制で行います。被害を受けた子どもの場合は、心のケアも考えながら行わなければなりません。そして、その内容は、学年や関わる先生達で共有します。

## (2) 管理職や生徒指導部に報告、連絡、相談

担任を中心に把握した内容は、学校の役割として分担されている生徒指導部と管理職に報告されます。そこで、緊急性や重大性を推しはかりながら、いじめ対策委員会を開催して、どのような校内体制や支援、指導を行っていくか話し合う準備を行います。

この緊急性や重大性を推しはかるのが、その後のいじめ対応には大変重要な点だと思っています。何よりも被害を受けた子どもの状況把握が必須になります。お家でつぶやいていることもあると思うので、保護者の方とも連絡を取り合うことも必要になります。

## (3) 帯広市教育委員会、関連機関との連携

いじめアンケートの結果も教育委員会に報告しますが、特に緊急性や重大性があるいじめについては、すぐに連絡することになっています。緊急性がある場合は、学校独自で連携対応することもありますが、大体は教育委員会と相談の上すすめます。特に関連機関、例えば、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、家庭支援センター、児童相談所、警察との連携の際は、学校判断だけでなく教育委員会と連携しています。

## 2 いじめ解消への具体的な取組

### (1) いじめ対策委員会の開催

校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導部担当、該当学年に関する教諭等で組織するいじめ対策委員会を行います。ここでは、初発の報告と確認、対応方針や対応プランの決定と確認、役割分担などを行い、話し合った内容は、全職員に共有されます。

ここで一番重要な点は、傷ついた子どもを守ることです。その子が安心して、学校生活を送るということを最重要視して対応プランを立てます。



### (2) 適切な指導と支援へ

いじめ対策委員会で決まった対応プランは、すぐに実行されます。緊急性があり指導や支援が対策委員会を待たずに行われている場合は、再度対応プランを変更してすすめます。担任だけでなく、該当の子ども達（被害、加害どちらも）に関連する教諭、その他多くの教員の目で子ども達を支援し見守ります。保護者への連絡も欠かせません。

### (3) 対応プランに基づく事案観察

この委員会は、いじめへの指導や支援について組織体制を整えて行うものなので、いじめが解消されるまで、またその後3か月が経過するまで、報告や連絡・相談などを行なながら1事案につき何度か開催されます。適切な支援に到らなかったり、状況が変わらなかったり、その事案毎対応は様々ですが、いずれも子ども達（被害、加害どちらも）の状況を判断しながら話し合いを続けていきます。いじめの解決（解消）については、被害を受けた子どもの心身の苦痛がなくなったと思われるときから3か月経過しなければ、解消とならない規定があるので、丁寧に子どもの様子を観察していきます。

## 3 いじめ解消へ

### (1) 子どもの心に寄り添う

いじめが解消したと判断する期間は上記に記載したとおりですが、それに到るには、やはり子どもの心に寄り添わなくてはいけません。子ども達（被害、加害どちらも）に直接話を聴くことはもちろんですが、保護者の方とも連絡を取り合いながら、その子の様子を確認するようにします。特に傷ついた子どもの心身の苦痛が今後も継続することのないよう、学校生活が安心安全なものとなることが一番大事だと思っています。

## (2) いじめ対策委員会での解消確認と報告

学校においては組織体制をとって、子どもへの指導や支援を行ってきてるので、嫌な思いが解消され一定期間を経た時に、いじめ対策委員会を開催し、経過報告や現状を交流し、組織体制を解きます。その際、引き続いた見守りを行うことも確認して、それまでの資料整理を行います。資料は一定期間（年単位）保存するようにしています。そして、解消について教育委員会にも報告し、関連機関とも共有します。



この号も含め4回にわたって、学校のいじめ対応についてお伝えしました。まだまだ細かい部分で伝えきれていないところもあるかと思います。また、実際はできていないのではないかと思われる事案もあったかもしれません。さらに、「指導が甘すぎるのでは？」とか「いじめている子どものことを考えすぎているのでは？」と保護者の方が不信感をもたれる場合もあるかと思います。学校は、いじめを容認している訳ではありません。いじめとみられる行為について、だめだ！という指導はしっかりと行います。ただ、小学校段階で心が未発達な子ども達の状況に合わせて、学年も考えながら、その子にあわせた適切な指導を心がけています。常に厳しい指導が効果的ではない場合もありますので、子どもに寄り添った支える生徒指導という点をご理解いただければと思います。もちろん、嫌な思いで傷ついている子を守らないということでは絶対にありません。

学校は、日々成長を続ける子ども達のより良い、安心安全な学校環境づくりを目指していますので、何か気になることや、問い合わせたいことがあれば遠慮なく連絡をください。

保護者の皆様には、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いして、この特集を終えたいと思います。おつきあいをありがとうございました。

## 2025 わたしのチャレンジ!

### ノーメディアデーの取組②

学校だよりNo.18にて、紹介したノーメディアデーの取組ですが、学級で取り組んだ報告が後日ありました。たくさんの児童が取り組んでおりましたので、紹介します。

高学年（5年1組）での取組だったので、子ども達の感想も「読書や勉強をする時間が増えて、頭がいつもよりはたらいて良かった。」とか、「メディアをみない日をつくると、いろいろなことに取り組めて楽しくすごせると気づいた。」など、幅広い感想が寄せられていました。高学年ともなると、TVやゲームだけでなく、いろいろなメディアに触れる機会も多いと思います。是非一度、ノーメディアデーを体験し、その良さに気づく機会が作れたら良いと思います。



チャレンジャーの名前

年 組

\*小学校低学年・園児のみなさんはおうちの人と記入しましょう。

#### □チャレンジコース



体罰調査について、先週18日にお知らせのプリントを配布しております。回答は、令和8年1月16日（木）までとなっておりますので、お忘れなきよう、よろしくお願ひいたします。